

特許庁委託事業

タイにおける 知的財産の審判等手続に関する調査

2020 年 3 月

日本貿易振興機構（JETRO）
シンガポール事務所 知的財産部

第3章 調査結果

第1 審判手続の概要と対象権利及び審判機関

1. 審判手続の概要

一般的に知的財産の審判手続には、①知的財産庁の判断（拒絶査定や異議申立に対する決定等）の妥当性を検証するための「審査の上級審」としての審判手続（以下「査定系審判手続」という。）、②知的財産権の取消請求等に対する判断を行うための「紛争の解決」としての審判手続（以下「当事者系審判手続」という。）、③その他の審判手続がある。

タイでは、①査定系審判手続に該当するものとして DIP 長官又は登録官による補正命令、拒絶査定、異議申立への決定等に対する不服申立の審判手続が、②当事者系審判手続に該当するものとして取消請求等の審判手続が、③その他の審判手続に該当するものとして強制実施権付与に関する DIP 長官の決定やライセンス付与に関する登録官の決定等に対する不服申立の審判手続があり、DIP 内に設置されている特許委員会及び商標委員会で実施される。

2. 対象権利及び審判機関

(1) 特許権・小特許権

特許権・小特許権は審判手続の対象であり、DIP 内に設置されている特許委員会において審判手続が実施される。

特許委員会は、法制委員会事務総長を議長とし、内閣によって指名された科学、工学、工業、農業、薬学、経済、法律の分野における有識者 12 名以下の委員から構成され、委員のうち少なくとも 6 名は民間から任命される¹。委員の任期は 2 年間で再任可能である²。現在のメンバーは 13 人である。

(2) 意匠権

意匠権は審判手続の対象であり、DIP 内に設置されている特許委員会において審判手続が実施される。

(3) 商標権

商標権は審判手続の対象であり、DIP 内に設置されている商標委員会において審判手続が実施される。

¹ タイ特許法（Patent Act (No.2) B.E. 2535 及び Patent Act (No.3) B.E. 2542 による改正後の Patent Act B.E. 2522 を意味し、以下「特許法」という。）第 66 条

² 特許法第 67 条

商標委員会は、DIP 長官を議長とし、司法審議会事務局長（又はその代理人）、検事総長（又はその代理人）及び内閣によって指名された 8 名以上 12 名以下の知的財産権又は商標権に関する経験を有する法律又は商業分野の有識者から構成され、有識者のうち少なくとも 3 分の 1 は民間から任命される³。なお、委員の任期は 4 年間で再任可能であり⁴、現在のメンバーは 14 人である。

³ タイ商標法（Trademark Act (No.2) B.E. 2543 及び Trademark Act (No.3) B.E. 2559 による改正後の Trademark Act B.E. 2534 を意味し、以下「商標法」という。）第 95 条

⁴ 商標法第 97 条

第4 商標権の審判手続

1. 審判手続の種別

商標法では、商標権に関連して以下の審判手続を規定している。

査定系審判手続

- ① 登録官の商標出願の拒絶査定又は補正命令に対する不服申立（商標法第 18 条）
- ② 同一・類似出願があった場合の登録官の後順位出願人への待機命令に対する不服申立（商標法第 21 条）
- ③ 同一・類似出願の登録に関する登録官の条件・制限付与命令に対する不服申立（商標法第 27 条）
- ④ 登録官の公告命令の取消決定に対する不服申立（商標法第 31 条）
- ⑤ 登録官の異議申立に関する決定に対する不服申立（商標法第 37 条）
- ⑥ 登録官の裁量による商標取消命令に対する不服申立（商標法第 60 条）
- ⑦ 登録官の証明標章登録の拒絶査定又は規則修正決定に対する不服申立（商標法第 89 条）

当事者系審判手続

- ⑧ 商標取消請求（商標法第 61 条）
- ⑨ 公序良俗違反を理由とする商標取消請求（商標法第 62 条）
- ⑩ 商標不使用取消請求（商標法第 63 条）
- ⑪ ライセンス登録取消請求（商標法第 72 条）

その他の審判手続

- ⑫ 登録官のライセンス登録の拒絶査定又は制限付登録決定に対する不服申立（商標法第 69 条）
- ⑬ 期間満了に基づくライセンス登録取消請求に関する登録官の決定に対する不服申立（商標法第 74 条）

2. 申立人の要件

審判手続の申立人の要件は、以下のとおりである。以下のとおり、申立人が限定されているため、匿名での申立は認められない。

手続種別	申立人
<u>査定系審判手続</u>	
① 拒絶査定又は補正命令に対する不服申立	出願人
② 後順位出願人への待機命令に対する不服申立	出願人
③ 条件・制限付与命令に対する不服申立	出願人 商標権者
④ 公告命令の取消決定に対する不服申立	出願人
⑤ 異議申立に関する決定に対する不服申立	出願人 異議申立人
⑥ 裁量による商標取消命令に対する不服申立	商標権者
⑦ 証明標章登録の拒絶査定又は規則修正決定に対する不服申立	証明標章権者 決定によって損害を受ける者又は受ける虞のある者
<u>当事者系審判手続</u>	
⑧ 商標取消請求	利害関係人 登録官
⑨ 公序良俗違反を理由とする商標取消請求	公序良俗違反があると考える者
⑩ 商標不使用取消請求	利害関係人 登録官
⑪ ライセンス登録取消請求	利害関係人 登録官
<u>その他の審判手続</u>	
⑫ ライセンス登録の拒絶査定又は制限付登録決定に対する不服申立	商標権者 ライセンシー
⑬ 期間満了に基づくライセンス登録取消請求に関する登録官の決定に対する不服申立	商標権者 ライセンシー

3. 申立の期間

審判手続の申立の期間は、査定系審判手続及びその他の審判手続の場合には登録官の命令・決定を受領した後 **60 日以内**である（以下、当該申立期間を「申立期間」という。）。当事者系審判手続の場合には、期間の制限はなく、いつでも申立をすることが可能である。

4. 申立理由・手続・単位

(1) 査定系審判手続及びその他の審判手続

査定系審判手続は、登録官による命令・決定に対して不服がある場合に申立てることができるが、特段申立理由に関する制限はない。

申立は、所定の申立書（別紙 2 参照）と申立に関連する証拠書類（もしあれば）（各 1 部）を、商標委員会又は DIP 長官が指定するその他の政府機関に提出することで開始される²¹。但し、証拠書類を申立と同時に提出できない場合には、申立から最長で 60 日間、証拠書類の提出の延期を求めることができる²²。申立書等の提出は、窓口での提出、郵送での提出、オンラインシステムによる提出が認められているが²³、現地代理人によればオンラインシステムには頻繁に不具合が生じているため、窓口又は郵送で提出することが一般的とのことであった。なお、提出書類がタイ語でない場合には、翻訳証明付きのタイ語翻訳の提出が必要であり²⁴、外国人又は外国法人が作成した委任状には公証が必要である。

また、拒絶査定や決定のあった指定区分のうち一部の指定区分についてのみの審判手続の申立の可否については法令に定めはないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、DIP は出願された全ての指定区分について登録の可否を判断するため、一部申立が行われることは稀であり、仮に一部申立を行った場合であっても商標委員会は全ての指定区分についての登録官の決定を検討した上で判断を行うとのことであった。

²¹ タイ商標委員会規則 2018（“The Trademark Board Regulations 2018” 以下「商標委員会規則」という。）第 6 条

²² 商標委員会規則第 10 条

²³ 商標委員会規則第 6 条、第 7 条

²⁴ 商標委員会規則第 11 条

(2) 当事者系審判手続

当事者系審判手続は、以下を理由として申立てることができる。

① 商標取消請求

- ・ 対象となる商標に識別性がない場合
- ・ 商標となる商標が商標法第8条に基づく不登録事由に該当する場合
- ・ 同一区分内に属する商品・役務、又は類似区分に属する同一の性質を持つ商品・役務に使用される第三者の登録商標と対象となる商標が同一である場合
- ・ 対象となる商標が第三者の登録商標と類似しており、当該登録商標と同一区分内に属する商品・役務、又は類似区分に属する同一の性質を持つ商品・役務に使用される場合で、商品・役務の所有者又は出所について公衆に誤認又は混同を生じさせる虞がある場合

② 公序良俗違反を理由とする商標取消請求

対象となる商標が公序良俗に反する場合

③ 商標不使用取消請求

商標権者が、商標登録出願の際に指定商品・役務に関して当該商標を使用する意図がなく、実際に使用されていない場合、又は3年間使用がない場合

当事者系審判手続の場合も、所定の申立書（別紙3参照）と申立に関する証拠（もしあれば）（各1部）を、商標委員会又はDIP長官が指定するその他の政府機関に提出することで開始される²⁵。但し、査定系審判手続とは異なり、証拠書類は申立と同時に提出する必要がある。なお、提出書類がタイ語でない場合には翻訳証明付きのタイ語翻訳の提出が必要であり²⁶、外国人又は外国法人が作成した委任状には公証が必要である。

また、一部申立の可否については査定系審判手続と同様であり、仮に一部申立を行った場合であっても商標委員会は全ての指定区分について検討した上で判断を行うとのことであった。

5. 申立の補正の可否

(1) 査定系審判手続及びその他の審判手続

商標委員会の事務官（“Secretary”）は、申請書の内容に不備や誤りがある

²⁵ 商標委員会規則第19条

²⁶ 商標委員会規則第23条

と認める場合、申立人に対して補正を行うよう求めることができる²⁷。また、申立期間内であれば、申立人は補正を求める内容及び理由等を記載した説明書を提出することによって、申立書の補正を申請することができる²⁸。

(2) 当事者系審判手続

一方、当事者系審判手続については、商標委員会規則に申立書の補正に関する規定がないものの、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、商標委員会の決定が出るまでの間であれば申立書の補正を申請することができるとのことであった。

6. 取下手続・単位

申立人は、商標委員会の決定が出るまでの間いつでも、書面で申請することにより申立を取り下げることができる²⁹。また、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、一部取下は認められていないとのことであった。この点、前記第3章第4第5項に記載する方法に従って申立書を補正することにより、申立の一部についてのみ取り下げることと同様の効果を得ることも可能であるが、前記第3章第4第4項のとおり、実務上は一部申立であっても全ての指定区分について判断を行うため、一部の指定区分についてのみ申立を取り下げるメリットはない。

なお、申立を取り下げた場合当該審判手続は終了するが、前記第3章第4第3項に記載の申立期間中であれば、申立人は再度審判手続を申立てることができる³⁰。

7. 審判手続内での出願の補正・訂正手続

出願に対する拒絶査定や異議申立に関する決定に対する審判手続内で出願自体の補正又は訂正が行えるか否かについては法令に定めがないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、認められていないとのことであった。

DIP 及び現地代理人によれば、出願の補正又は訂正は、商標委員会ではなく、DIP の登録官に対して申請するものであるため、商標委員会の決定を待った上で、別途出願の補正又は訂正の申請を DIP の登録官に対して行わなければならないとのことであった。もともと、軽微な修正・是正（誤字・脱字の修正や

²⁷ 商標委員会規則第8条

²⁸ 商標委員会規則第9条

²⁹ 商標委員会規則第17条、第28条

³⁰ 商標委員会規則第18条

名称の誤記の修正等)であれば、審判手続中であっても、DIPの登録官に対して申請することができ、この場合、登録官は、商標委員会と連携の上補正の可否を決定し、補正の結果、商標委員会での審判手続が不要になった場合には商標委員会は審判手続を終了させる³¹。

8. 審判方式（書面か口頭か、面接の可否、決定方法・基準の有無等）

商標委員会による審判の具体的な方式については法令に定められておらず、商標委員会はその決定にあたり登録官、申立人又は利害関係人に対して情報、説明、意見若しくは証拠を提出又は陳述するよう求めることができることのみ規定されている³²。

この点、DIP及び現地代理人からのヒアリングによれば、商標委員会は提出された書面のみを検討し、申立人やその他の利害関係人からのヒアリングを行わないのが一般的であり、商標委員会によるヒアリングが行われるのは非常に稀な場合のみとのことである。もっとも、ヒアリングを行うか否かは商標委員会の裁量によるものであり、何らかの基準があるわけではない。また、申立人から商標委員会に対して面接の申し込みを行うことは可能だが、面接が受け入れられるかについても商標委員会の裁量によるとのことである。

9. 審判手続（審判官の体制、独立性の有無等）

商標委員会の決定は、委員の総数の半数以上の出席をその定足数とし、出席委員の過半数をもって決定される³³。通常は、各審判手続を担当する少人数の特別委員会が組成され（商標委員会の委員4名から5名で構成される）³⁴、当該特別委員会において先行して検討が行われるとのことであった。実際には、特別委員会の事務局が書類等の検討を行ったうえで特別委員会を招集し、特別委員会において当該審判手続に関しての決定が行われる。その後、特別委員会で決定された内容が商標委員会に上程され、最終的に商標委員会において承認を得るという流れを採るとのことである。

³¹ 商標委員会規則第13条

³² 商標法第102条

³³ 商標法第99条

³⁴ 商標法第99条の2

10. 審判官の資格要件と除斥、忌避、回避の可否及び手続

商標委員会の委員の資格要件は、前記第3章第1第2項(3)記載のとおり、DIP 長官、司法審議会事務局長（又はその代理人）、検事総長（又はその代理人）及び内閣によって指名された8名以上12名以下の知的財産権又は商標に関する経験を有する法律又は商業分野の有識者である。

審判官の除斥、忌避、回避の手続は法令には規定されていないが、審判内容について一定の利害関係を有する委員は審判手続に参加できないこととなっているため³⁵、利害関係を有する審判官がいる場合には、商標委員会若しくは審判官の判断又は申立人等からの申請に基づいて、当該審判官を忌避又は回避することが可能である。

11. 審理期間

商標委員会における審理期間に関しては法令には定めはないが、現地代理人からのヒアリングによれば、1年半から2年程度かかっているとのことである。これは、後記第3章第4第16項のとおり、審判件数の申立件数が非常に多く、案件が滞留していることによるものと考えられる。

12. 訴訟とのダブルトラックの可否

タイにおいては、ある同一の商標に関して、商標委員会での商標権取消請求と、裁判所での商標権侵害訴訟の反訴としての商標権取消訴訟が同時に係属する、いわゆる「ダブルトラック」が生じ得る。

ダブルトラックが生じた場合の対応については法令に規定がないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、商標委員会の決定に対して不服がある場合には裁判所に提訴することができ³⁶、最終的には裁判所の判断が優先することから、商標委員会は当事者からの申請に基づいて、裁判所の判決が出るまで商標委員会での審判手続を停止し、裁判所の判決後に当該判決に従って審決を下すとのことであった。もっとも、DIP 及び各現地代理人も「ダブルトラック」の対応について明確には回答できておらず、曖昧な部分もあったことから、この点について定まった実務は確立されておらず、ケースバイケースで判断されることになるのではないかと思料している。

なお、商標権の取消請求のうち、登録商標が一般商標化したことを理由とする取消請求（商標法第66条）及び優先権を有していることを理由とする取消

³⁵ 商標法第99条

³⁶ 商標法第65条

請求（商標法第 67 条）については、直接裁判所で審理されることとなっているため、ダブルトラックは生じない。仮に、同一の商標について、その他の理由に基づく商標権取消請求が商標委員会に申立てられ、同時に一般商標化又は優先権主張を理由とする取消請求が裁判所に申立てられた場合には、商標委員会は、当事者からの申請に基づいて、裁判所の判決が出るまで商標委員会における審判手続を停止し、裁判所の判決後に当該判決に従って審決を下すこととなる³⁷。

13. 審決の具体的内容

(1) 査定系審判手続及びその他の審判手続

商標委員会は、①登録官の決定に同意する場合には決定を維持する旨、②登録官の決定に反対する場合には決定を破棄する旨、③登録官の決定の一部に同意し、一部に反対する場合には決定の反対する部分を変更する旨、④申立期間を徒過している場合、申立の根拠となる事実が消滅している場合又は申立人がその出願を取り下げた場合には申立を棄却する旨の審決を下し、審決日並びに審決の理由（少なくとも一つの重要な事実及び法的根拠が含まれる。）を記載した書面を商標権者や申立人等の利害関係人に送付する³⁸。審決の具体的な内容は案件ごとによるが、拒絶査定に対する審判手続を例にとると、主に以下のような内容から構成されている。

- ① 申立人の名称、対象となっている商標権、出願番号、指定区分及び指定商品・役務
- ② 拒絶査定の理由
- ③ 拒絶査定に対する申立人の反論と提出された証拠の概要
- ④ 審判請求に対する商標委員会の決定とその理由

(2) 当事者系審判手続

当事者系審判手続の審決の内容は法令には規定がなく、その具体的な内容は案件ごとによるが、取消請求に関する審判手続を例にとると、主に以下のような内容から構成されている。

- ① 申立人の名称、対象となっている商標権、商標権者、出願番号、指定区分及び指定商品・役務
- ② 取消請求の理由と提出された証拠の概要

³⁷ 商標委員会規則第 25 条、第 14 条

³⁸ 商標委員会規則第 15 条、第 16 条

- ③ 商標権者の反論と提出された証拠の概要
- ④ 取消請求に対する商標委員会の決定とその理由

14. 審決の確定と効果

審決の確定要件と確定の効果は、以下のとおりである。

手続種別	確定要件と効果
<u>査定系審判手続</u>	
① 拒絶査定又は補正命令に対する不服申立	<p>出願人は、審決に対して、審決の受領日から 90 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、90 日以内に提訴されなかった場合に確定する³⁹。</p> <p>審決によって異議申立が棄却された場合には登録官は商標登録手続を進めなければならない、異議申立が認められた場合には登録官は当該出願を拒絶しなければならない。</p>
② 後順位出願人への待機命令に対する不服申立	
③ 条件・制限付与命令に対する不服申立	
④ 公告命令の取消決定に対する不服申立	
⑤ 異議申立に関する決定に対する不服申立	
⑥ 裁量による商標取消命令に対する不服申立	
⑦ 証明標章登録の拒絶査定又は規則修正決定に対する不服申立	
<u>当事者系審判手続</u>	
⑧ 商標取消請求	<p>商標権者又は取消請求者は、審決に対して、審決の受領日から 90 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、90 日以内に提訴されなかった場合に確定する。</p>
⑨ 公序良俗違反を理由とする商標取消請求	

³⁹ 商標法上、異議申立に関する決定に対する不服申立に関する審決以外の商標委員会の決定は最終であると規定されている（商標法第 18 条）が、最高裁判所通達（Supreme Court's Decision No.7024/2549）により、商標委員会の決定は適法（"legal"）の場合のみ最終になるとされており、誤りがある場合には最終とならずに裁判所に提訴可能となっている。

⑩ 商標不使用取消請求	審決によって取消請求が認められた場合には登録官は当該商標の取り消し手続を進めなければならない。
⑪ ライセンス登録取消請求	<p>商標権者又はライセンシーは、審決に対して、審決の受領日から 60 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、60 日以内に提訴されなかった場合に確定する。</p> <p>審決によって取消請求が認められた場合には登録官は当該ライセンス登録の取り消し手続を進めなければならない。</p>
その他の審判手続	
⑫ ライセンス登録の拒絶査定又は制限付登録決定に対する不服申立	出願人又は異議申立人は、審決に対して、審決の受領日から 90 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、90 日以内に提訴されなかった場合に確定する。
⑬ 期間満了に基づくライセンス登録取消請求に関する登録官の決定に対する不服申立	審決によって異議申立が棄却された場合には登録官は商標登録手続を進めなければならない。異議申立が認められた場合には登録官は当該出願を拒絶しなければならない。

15. 審判・審決の公開の有無

商標委員会による審判手続は非公開であり、審決も原則として公開されていない。但し、DIP からのヒアリングによれば、DIP 内部では 1 年ごとにその年の審決をまとめた審決集を作成しており、申請を行えばその審決集や個別の決定を見ることができるとのことであった。

16. 審判の件数及び取消率

DIP から開示された資料によれば、過去 5 年間の審判手続の申立件数は以下のとおりである。

年	件数
2015	4,868
2016	2,723
2017	2,381
2018	3,368
2019	2,705

また、現地代理人からのヒアリングによれば、商標委員会において登録官の決定又は命令が覆される確率は低く、約 20%程度とのことであり、商標委員会では登録官の決定を支持することが多いようである。

17. 審決取消訴訟の件数及び取消率

商標委員会の審決を不服として裁判所に審決取消訴訟が提起される件数は不明である。

また、現地代理人からのヒアリングによれば、裁判所において商標委員会の審決が取り消される確率は高く、70%程度とのことである。

18. 料金

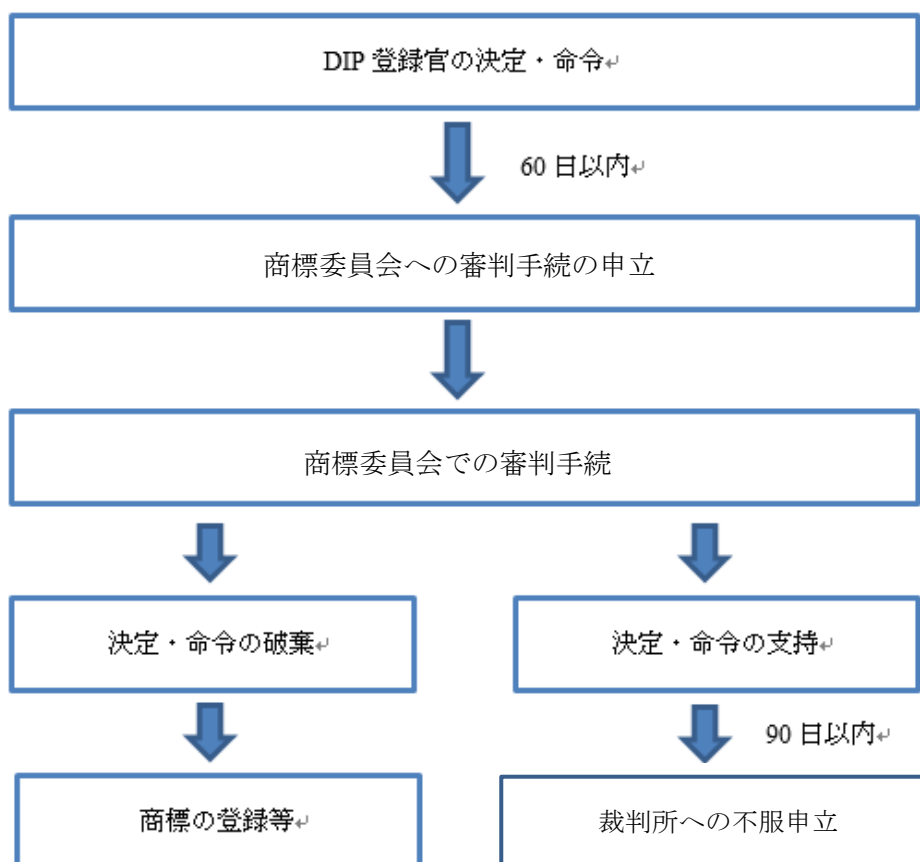
商標委員会への審判手続の申立費用は、以下のとおりである。

手続種別	申立費用
査定系審判手続	
① 拒絶査定又は補正命令に対する不服申立	4,000 バーツ
② 後順位出願人への待機命令に対する不服申立	2,000 バーツ
③ 条件・制限付与命令に対する不服申立	4,000 バーツ
④ 公告命令の取消決定に対する不服申立	2,000 バーツ
⑤ 異議申立に関する決定に対する不服申立	4,000 バーツ
⑥ 裁量による商標取消命令に対する不服申立	2,000 バーツ
⑦ 証明標章登録の拒絶査定又は規則修正決定に対する不服申立	

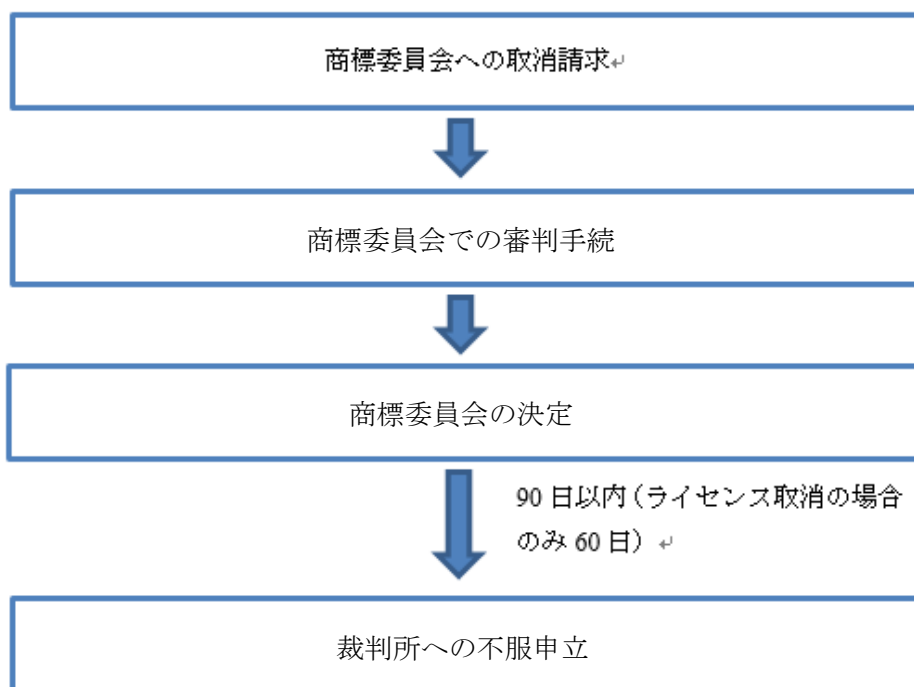
当事者系審判手続	
⑧ 商標取消請求	1,000 パーツ
⑨ 公序良俗違反を理由とする商標取消請求	
⑩ 商標不使用取消請求	
⑪ ライセンス登録取消請求	400 パーツ
その他の審判手続	
⑫ ライセンス登録の拒絶査定又は制限付登録決定に対する不服申立	2,000 パーツ
⑬ 期間満了に基づくライセンス登録取消請求に関する登録官の決定に対する不服申立	

19. 手続フローチャート

(1) 査定系審判手続及びその他の審判手続




(2) 当事者系審判手続



20. 審判の利用可能性（質及びスピード等）、審判の効果的な活用策、代表的な事例等

前記のとおり、商標委員会の審判手続において申立人の主張が認められ、DIP長官の決定又は命令が覆される確率は低く、かつ、時間もかかることから、商標権の審判手続は権利者にとってはやや使い辛いものと言えよう。

もっとも、裁判所において商標委員会の審決が取り消される確率は高いことから、裁判所への不服申立が認められている異議申立に関する決定に対する不服申立や商標権の取消請求等は、裁判所への不服申立を見据えた上で、申立てることは有益かつ効果的である。

 คำอุทธรณ์	สำหรับเจ้าหน้าที่
	วันที่ยื่น
	ค่าธรรมเนียม _____ บาท
	ลงชื่อ _____ ผู้ส่ง (_____)
	คำขอเลขที่ _____
ทะเบียนเลขที่ _____	
1. ผู้อุทธรณ์ <input type="checkbox"/> เจ้าของ <input type="checkbox"/> ผู้คัดค้าน <input type="checkbox"/> ผู้ได้รับอนุญาต <input type="checkbox"/> ผู้ได้รับอนุญาตช่วง <input type="checkbox"/> บุคคลธรรมดา(ไทย) <input type="checkbox"/> นิติบุคคล(ไทย) <input type="checkbox"/> ส่วนราชการ(ไทย) <input type="checkbox"/> ต่างชาติ ชื่อ _____ ที่อยู่ _____ แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____ จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____ ประเทศ _____ สัญชาติ _____ อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____ โทรสาร _____ อีเมล _____ <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวประชาชน <input type="checkbox"/> นิติบุคคล <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแนบ)	
2. ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทนช่วง <input type="checkbox"/> บุคคลธรรมดา(ไทย) <input type="checkbox"/> นิติบุคคล(ไทย) <input type="checkbox"/> ส่วนราชการ(ไทย) <input type="checkbox"/> อื่นๆ ชื่อ _____ ที่อยู่ _____ แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____ จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____ ประเทศ _____ สัญชาติ _____ อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____ โทรสาร _____ อีเมล _____ <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวประชาชน <input type="checkbox"/> นิติบุคคล <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแนบ) คำเชื่อมระหว่างตัวแทน <input type="checkbox"/> และ <input type="checkbox"/> หรือ <input type="checkbox"/> และ/หรือ	
3. สถานที่ติดต่อภายในประเทศไทย <input type="checkbox"/> ผู้อุทธรณ์ <input type="checkbox"/> ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทนช่วง <input type="checkbox"/> อื่น ๆ (ระบุชื่อและที่อยู่ผู้รับให้ชัดเจน) _____	
4. อุทธรณ์คำสั่ง/คำวินิจฉัยของนายทะเบียน ตามมาตรา _____	
5. ระบุเหตุแห่งการอุทธรณ์ _____ <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแนบ)	
6. เอกสารหลักฐานประกอบคำขออุทธรณ์ <input type="checkbox"/> สำเนาคำอุทธรณ์ จำนวน 19 ชุด <input type="checkbox"/> เอกสารหลักฐานประกอบการอุทธรณ์ <input type="checkbox"/> สำเนาหนังสือมอบอำนาจ (ก.18) และสำเนาบัตรประจำตัวผู้รับมอบอำนาจ <input type="checkbox"/> หนังสือขอผ่อนผันการส่งเอกสารหลักฐาน (ก.19)	
7. _____ (_____)	

หมายเหตุ การกรอกข้อความให้ใช้วิธีพิมพ์ ในกรณีที่ไม่มีอาจจะปกรายละเอียดได้ครบถ้วน ให้พิมพ์ในใบต่อ (ก.11)

<p>-Royal Emblem-</p> <p>Appeal</p>	Officer use
	Submission Date
	Fee _____ THB
	Signed _____ Officer (_____)
	Application No.
Registration No.	

1. Appellant Owner Opposer Licensee Sub-licensee (Thai) Natural person (Thai) Legal entity (Thai) Government agent Foreign legal entity

Name _____

Address _____

Sub_district _____ District _____ Province _____

Postal Code _____ Country _____ Nationality _____

Occupation _____ Telephone Number _____

Fax _____ E-mail _____

Identification ID No. Legal entity Tax ID No.

Additional (As attached)

2. Agent Agent Sub-agent (Thai) Natural person (Thai) Legal entity (Thai) Government body Other

Name _____

Address _____

Sub district _____ District _____ Province _____

Postal Code _____ Country _____ Nationality _____

Occupation _____ Telephone Number _____

Fax _____ E-mail _____

Identification ID No. Legal entity Tax ID No.

Additional (As attached)

Connection word between the agents and or and/or

3. Contact address in Thailand Appellant Agent Sub-agent Other (please clearly specify the name and address of the recipient) _____

4. Appeal the order/the decision of the Registrar under section _____


5. Please specify grounds of the appeal _____ Additional (As attached)

6. Supporting documents of the appeal

- 19 Copies of the appeal documents
- Supporting documents for the appeal
- Copy of the POA (Kor. 18) and Identification ID of the agent
- Request for late submission of the evidence documents (Kor.19)

7. Signed _____ Appellant/Agent
(_____)

Remark: Please fill in this document by typing. In case the details cannot be fully specified, please use the extended pages (Kor.11)

 คำขอให้เพิกถอนการจดทะเบียน <input type="checkbox"/> เครื่องหมายการค้า/บริการ รับรอง ร่วม <input type="checkbox"/> สัญญานุญาตให้ใช้เครื่องหมายการค้า / บริการ	สำหรับเจ้าหน้าที่ วันที่ยื่น ค่าธรรมเนียม บาท ลงชื่อ _____ ผู้ส่ง (_____) คำขอเลขที่ ทะเบียนเลขที่
<p>1. ผู้ขอ <input type="checkbox"/> เจ้าของ <input type="checkbox"/> ผู้มีส่วนได้เสีย <input type="checkbox"/> นายทะเบียน</p> <p><input type="checkbox"/> บุคคลธรรมดา(ไทย) <input type="checkbox"/> นิติบุคคล(ไทย) <input type="checkbox"/> ส่วนราชการ(ไทย) <input type="checkbox"/> ต่างชาติ</p> <p>ชื่อ _____</p> <p>ที่อยู่ _____</p> <p>แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____</p> <p>จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____</p> <p>สัญชาติ _____ ประเทศ _____</p> <p>อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____</p> <p>โทรสาร _____ อีเมล _____</p> <p><input type="checkbox"/> เลขประจำตัวประชาชน <input type="checkbox"/> นิตินิติบุคคล <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร</p> <p>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)</p>	<p>1. <input type="checkbox"/> ผู้ได้รับอนุญาต <input type="checkbox"/> ผู้ได้รับอนุญาตช่วง</p> <p><input type="checkbox"/> บุคคลธรรมดา(ไทย) <input type="checkbox"/> นิติบุคคล(ไทย) <input type="checkbox"/> ส่วนราชการ(ไทย) <input type="checkbox"/> ต่างชาติ</p> <p>ชื่อ _____</p> <p>ที่อยู่ _____</p> <p>แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____</p> <p>จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____</p> <p>สัญชาติ _____ ประเทศ _____</p> <p>อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____</p> <p>โทรสาร _____ อีเมล _____</p> <p><input type="checkbox"/> เลขประจำตัวประชาชน <input type="checkbox"/> นิตินิติบุคคล <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร</p> <p>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)</p>
<p>2. ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทนช่วง</p> <p><input type="checkbox"/> บุคคลธรรมดา(ไทย) <input type="checkbox"/> นิติบุคคล(ไทย) <input type="checkbox"/> ส่วนราชการ(ไทย) <input type="checkbox"/> อื่นๆ</p> <p>ชื่อ _____</p> <p>ที่อยู่ _____</p> <p>แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____</p> <p>จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____</p> <p>สัญชาติ _____ ประเทศ _____</p> <p>อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____</p> <p>โทรสาร _____ อีเมล _____</p> <p><input type="checkbox"/> เลขประจำตัวประชาชน <input type="checkbox"/> นิตินิติบุคคล <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร</p> <p>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)</p> <p>คำเชื่อมระหว่างตัวแทน <input type="checkbox"/> และ <input type="checkbox"/> หรือ <input type="checkbox"/> และ/หรือ</p>	<p>2. ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทนช่วง</p> <p><input type="checkbox"/> บุคคลธรรมดา(ไทย) <input type="checkbox"/> นิติบุคคล(ไทย) <input type="checkbox"/> ส่วนราชการ(ไทย) <input type="checkbox"/> อื่นๆ</p> <p>ชื่อ _____</p> <p>ที่อยู่ _____</p> <p>แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____</p> <p>จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____</p> <p>สัญชาติ _____ ประเทศ _____</p> <p>อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____</p> <p>โทรสาร _____ อีเมล _____</p> <p><input type="checkbox"/> เลขประจำตัวประชาชน <input type="checkbox"/> นิตินิติบุคคล <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร</p> <p>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)</p> <p>คำเชื่อมระหว่างตัวแทน <input type="checkbox"/> และ <input type="checkbox"/> หรือ <input type="checkbox"/> และ/หรือ</p>
<p>3. สถานที่ติดต่อภายในประเทศไทย</p> <p><input type="checkbox"/> เจ้าของ <input type="checkbox"/> ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทนช่วง</p> <p><input type="checkbox"/> อื่นๆ (ระบุชื่อและที่อยู่ผู้รับให้ชัดเจน)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>3. สถานที่ติดต่อภายในประเทศไทย</p> <p><input type="checkbox"/> ผู้ได้รับอนุญาต <input type="checkbox"/> ผู้ได้รับอนุญาตช่วง <input type="checkbox"/> ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทนช่วง</p> <p><input type="checkbox"/> อื่นๆ (ระบุชื่อและที่อยู่ผู้รับให้ชัดเจน)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

หมายเหตุ การกรอกข้อความให้ใช้วิธีพิมพ์ ในกรณีที่ไม่อาจระบุรายละเอียดครบถ้วน ให้พิมพ์ในใบต่อ (ก.11)

(_____)

หน้า _____ ของจำนวน _____ หน้า

4. ระบุเหตุในการขอให้เพิกถอน

เพิ่มเติม (ตั้งแนบ)

5. เอกสารหลักฐานประกอบคำขอให้เพิกถอน

- หนังสือสำคัญแสดงการจดทะเบียนเครื่องหมายการค้า หรือหลักฐานการแจ้งความว่าหนังสือสำคัญสูญหาย(กรณีขอให้เพิกถอนการจดทะเบียนของตนเอง)
- สำเนาบัตรประจำตัว หรือสำเนาหนังสือรับรองนิติบุคคลที่ออกให้ไม่เกิน 6 เดือน ของผู้ขอ/ผู้ได้รับอนุญาต/ผู้ได้รับอนุญาตช่วง
- เอกสารหลักฐานประกอบคำขอให้เพิกถอนการจดทะเบียน (ถ้ามี)

6.

()

หมายเหตุ การกรอกข้อความให้ใช้สีพิมพ์ ในกรณีที่ไม่มีอาจะบรรยายละเอียดครบถ้วน ให้พิมพ์ในใบต่อ (ก.11)

4. Ground of Cancellation

Additional (As attached)

5. Supporting documents for the cancellation

- Trademark Registration Certificate or the evidence issued by the police showing that the registration certificate has been lost (in case the trademark owner request to cancel his/her registration)
- Copy of the ID card or the company's affidavit (issued not exceeding 6 months) of the applicant/agent/sub-agent
- Other supporting documents for the cancellation (if any)

6.

Signed _____ Applicant/Agent/ Licensee /Sub-licensee
(_____)

Remark: In order to fill this document please use typing method. In case that, the details cannot be fully specified please use the extended pages (Kor.11)

特許庁委託事業

タイにおける知的財産の審判等手続に関する調査

発行

日本貿易振興機構シンガポール事務所 知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2020 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2019 年度に日本貿易振興機構シンガポール事務所知的財産部が TMI Associates (Singapore) LLP の協力のもと作成したものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。